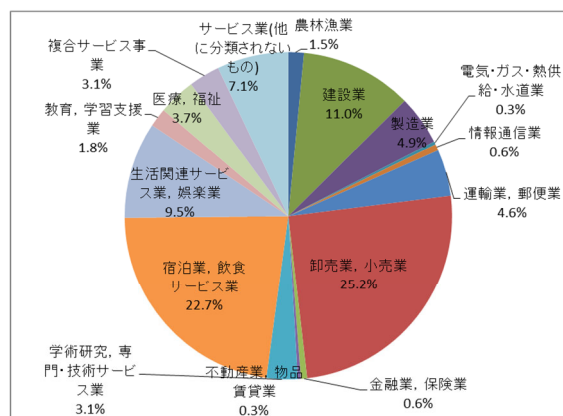
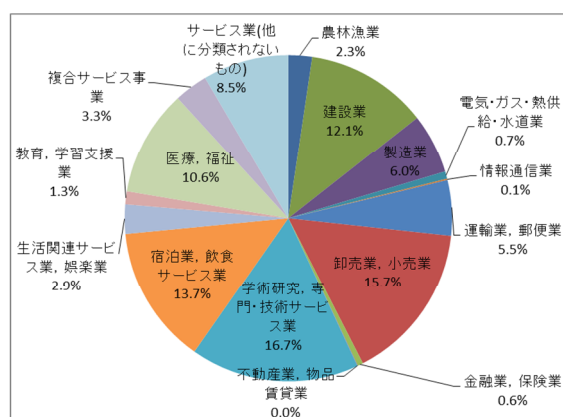


表-3.2.1(3) 産業別事業所数及び従業者数（南種子町：平成28年）

産業大分類	事業所数 (所)	従業者数 (人)
農林漁業	5	51
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0
建設業	36	263
製造業	16	130
電気・ガス・熱供給・水道業	1	16
情報通信業	2	3
運輸業、郵便業	15	119
卸売業、小売業	82	343
金融業、保険業	2	12
不動産業、物品賃貸業	1	1
学術研究、専門・技術サービス業	10	363
宿泊業、飲食サービス業	74	299
生活関連サービス業、娯楽業	31	63
教育、学習支援業	6	28
医療、福祉	12	230
複合サービス事業	10	72
サービス業(他に分類されないもの)	23	185
総数	326	2,178



事業所数



従業者数

注：平成28年6月1日現在。

出典：鹿児島県ウェブサイト「経済センサス」

(<https://www.pref.kagoshima.jp/tokei/bunya/keizai/sensasu/index.html>)

3.2.2 土地利用の状況

(1) 土地利用

調査対象地域の令和2年の評価総地積を表-3.2.2に、評価総地積の割合を図-3.2.3に示します。

西之表市、中種子町、南種子町ともに、山林が最も広く分布し、44.7～51.6%を占めています。次いで、畑が広く分布し、25.4～39.2%を占めています。田は5.2～11.5%、宅地は3.0～3.6%と低い割合を示しています。

表-3.2.2 評価総地積（令和2年）

市町	総数	田		畑		宅地		山林		その他	
	面積 (ha)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)
西之表市	11,596	604	5.2	2,940	25.4	406	3.5	5,984	51.6	1,663	14.3
中種子町	9,628	583	6.1	3,773	39.2	288	3.0	4,309	44.7	676	7.0
南種子町	7,014	806	11.5	1,794	25.6	255	3.6	3,228	46.0	931	13.3

注1：令和2年1月1日現在。

注2：四捨五入のため総数と内訳の合計とは必ずしも一致しません。

割合は合計が100%となるよう内訳を端数調整しています。

出典：「令和2年鹿児島県統計年鑑」（鹿児島県、令和3年12月）

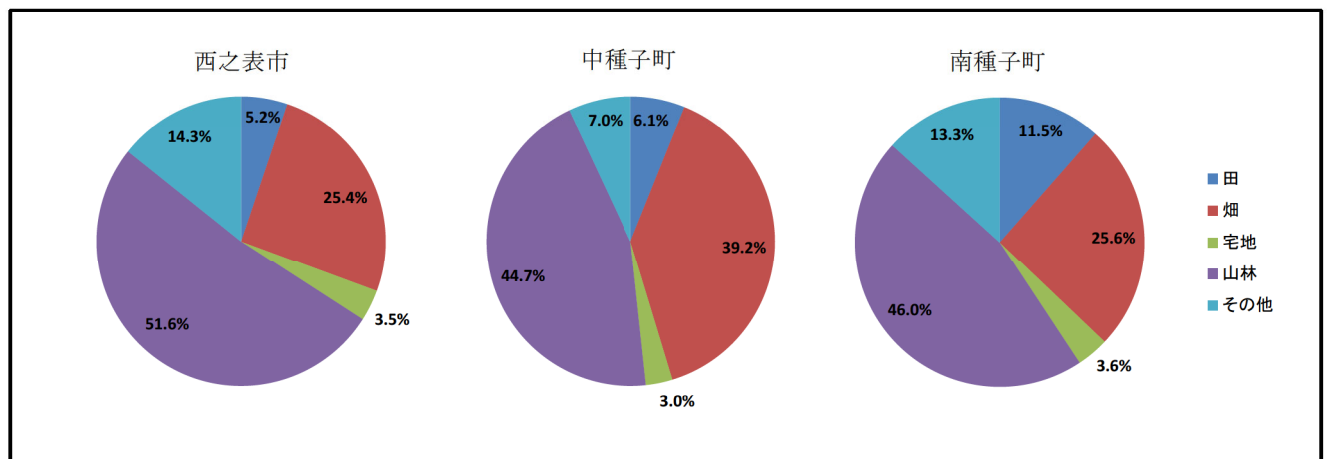


図-3.2.3 評価総地積の割合（令和2年）

また、対象事業実施区域の土地利用の状況について、空中写真の変遷を図-3.2.4に示します。なお、最新の空中写真は、第2章に示しています。

「馬毛島活用に係る報告書【概要版】」（平成29年12月、西之表市）によれば、鎌倉時代に種子島家の領地となりましたが、第2次世界大戦までは本格的な開発は行われず、種子島の漁師が1～2か月のトビウオ漁の際、漁業基地として使用しており、明治になり政府の緬羊飼育の試験場、戦時中にはトーチカの設置や海軍特設部隊が駐屯したとされています。

戦後は農地解放により、政府が土地を買収し、その後、戦後の人口増加対策として馬毛島への入植事業が開始されたとされています。

また、土地利用に係る主な変遷は表-3.2.3のとおりです。

表-3.2.3 土地利用に係る主な変遷

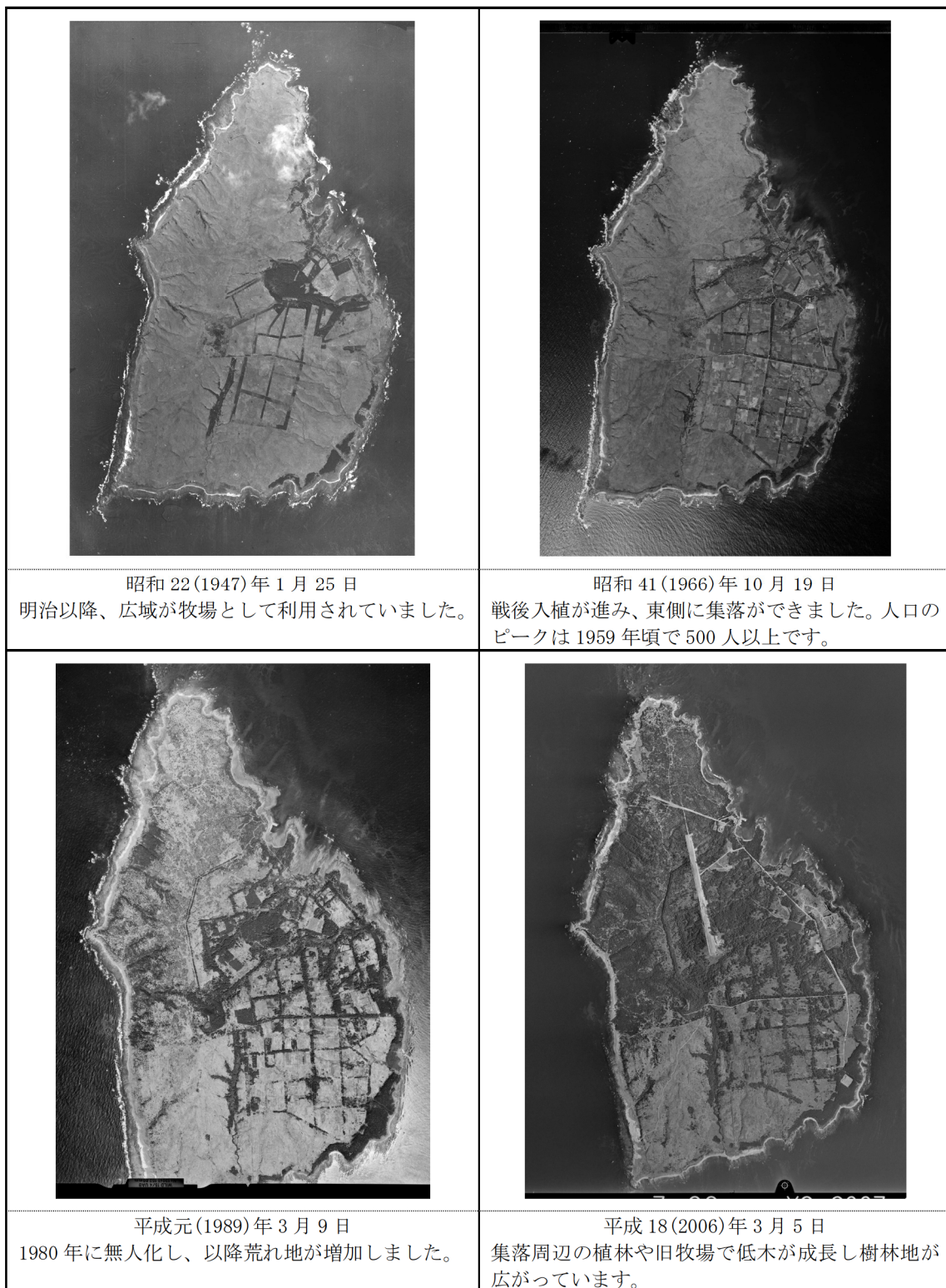
年月	土地利用に係る主な変遷
S26	緊急開拓法施行により 39 世帯入植 (S30 までに 97 世帯が入植)
S28.4	榕城小学校馬毛島分校開校
S30.4	榕城中学校馬毛島分校開校 (S39.4 に馬毛島小・中学校となる。)
//	113 世帯、528 人 (最盛期)
S39.4	榕城小・中学校馬毛島分校が独立し馬毛島小・中学校と改称
S41	種子島畜産組合が馬毛島で事業開始 (S51 解散)
S44	農林省が農道を保存登記
S45～S46	市道認定 (1 号線 S45、2・3 号線 S46 認定)
S49.9	初の舗装道路完成 (1,400m)
S55.4	馬毛島小・中学校休校・馬毛島丸廃止
S55.4	馬毛島が無人島になる。
S61.7	市が県知事に「道路の用途廃止届」を提出 (国へ返還後、市が有償で払下げを受ける予定であったが、利用計画が立てられず S62.3 月に買受辞退届を県へ提出)
H8.4	馬毛島小・中学校廃校
H11.1	国が馬毛島開発へ道路用地を売却
H12.8	県が馬毛島開発の採石事業を許可
II15.4	馬毛島開発が場外離着陸場設置の林地開発許可申請を県に提出
H16.10	馬毛島開発が馬毛島飛行場特区構想を申請
H17.7	馬毛島開発が市議会宇宙往還機着陸場誘致等馬毛島特別委員会に対し海外貨物専用空港の構想資料を提出
R1.12	防衛省は馬毛島の約 9 割の土地を取得

出典 1：「馬毛島活用に係る報告書【概要版】」（西之表市、平成 29 年）

(<https://www.city.nishinoomote.lg.jp/admin/soshiki/kikaku/mageshimataisakukakari/3946.html>)

出典 2：「令和 3 年版防衛白書」（防衛省、令和 3 年）

(<https://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2021/html/n320404000.html>)



注：出典の地図・空中写真閲覧サービスよりダウンロードした空中写真の範囲を調整しました。

出典：国土地理院ウェブサイト「地図・空中写真閲覧サービス」(<https://mapps.gsi.go.jp/maplibSearch.do#1>)

図-3.2.4 馬毛島の変遷（空中写真）

(2) 土地利用規制

1) 都市計画法に基づく用途地域の指定状況

「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく都市計画区域及び用途指定区域を図-3.2.5 に、用途指定区域における用途区分を図-3.2.6 に示します。西之表市及び中種子町において、用途指定区域があります。

2) 土地利用計画

「国土利用計画法」(昭和 49 年法律第 92 号)に基づき策定された土地利用基本計画による、調査対象地域における農業地域及び森林地域を図-3.2.7 に示します。

対象事業実施区域においては、南部に農業地域が広がり、北部に地域森林計画対象民有林が広く分布しているとされていますが、現況は、農用地として利用すべき土地は見受けられず、また、地域森林計画対象民有林の分布は東部の一部に限られています。